

**Subject:** [mailnews:267] 令和7年度こども家庭庁の予算概要の注目点など

**From:** <supportdesk@fukushi-hyouka.net>

**Date:** 2024/10/31 22:04

**To:** <supportdesk@fukushi-hyouka.net>

□■■■■■■□ 保育所サポートデスク メールニュース □■■■■■■□

2024.10.31

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

最近のトピックスをお伝えいたします。

◆令和7年度こども家庭庁の予算概要の注目点◆

こども家庭庁は令和7年度予算の概算要求を8月末に示しておりますが、その後開催されている各部会においても、関連する予算概要の報告と説明がなされております。改めて令和7年度の関連予算について、事務局で注目した点や主な内容をピックアップしてご紹介いたします。

○一時預かり事業【拡充】(2,431億円の内数+事項要求(前年2,074億円))

一般型基本分が1か所あたり年額 1,473千円～51,272千円となりますが、基本単価のベースアップと、年間延べ利用児童数300人未満の基準額の細分化が行われる予定です。

また、幼稚園型Ⅰにおいても職員配置基準の改正に伴う単価と特別な支援を要する児童分単価の見直しが行われることで、一定の収入増が見込まれます。ただ、緊急一時預かりや幼稚園型Ⅱの実施要件は、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しが予定されておりますが、幼稚園での0～2歳児の受け入れや認定こども園化のほか、こども誰でも通園制度の制度設計との関連性などに影響があると言えそうです。

○乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

(2,431億円の内数+事項要求(前年2,074億円))

令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施。

補助単価は自治体ごとの補助総額の上限を検討会の議論等を踏まえ設定予定。

1. 乳児等通園支援事業の実施に必要な経費 1自治体当たりの年額を想定
2. 指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たりの年額を想定

③ 賃借料加算(令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る)

※その他、施設整備や改修の補助金が設定される予定。

※ICT化等を行うためのシステム導入

(ICT未導入→1施設当たり50万円。ICT導入済み→1施設当たり20万円)

モデル事業の際には年齢にかかわらず1時間あたり850円を補助し、300円を保護者から徴収する仕組みですが、採算面に不安を感じる声も多く、安定的な運営のためには補助金の増額が求められるところです。一方で、令和8年度から給付化される事業ですので、採算だけで捉えるのではなく、今後の国の方針、そしてこの事業内容等をしっかりと確認しておくことが重要と考えられます。

○就学前教育・保育施設整備交付金【拡充】

(令和7年度概算要求額 393億円＋事項要求(前年245億円))

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所や認定こども園等の施設整備等を行う際の補助金です。新たに、“乳児等通園支援事業の整備(補助率は国1/2、設置者(市区町村)1/2)” “特定非常災害指定された自治体の発災後3年間の補助率嵩上げ”が追加されたほか、新子育て安心プランに参加する等、一定の要件を満たす場合の見直しを行う方向性が示されました。

令和6年度の内示は1回目です予算が枯渇したことが問題となりました。園の今後の施設整備を検討する際には市区町村の予算にも限りがあるため、より計画的に行うことを意識する必要があり、また再整備に向けた十分な資金確保も求められそうです。

○過疎地域における保育機能確保・強化モデル事業【新規】

過疎地域に所在する既存の認可保育所・認定こども園または小規模保育事業所等で、利用児童数の増加は見込めないが、地域の維持や発展のために当該施設の存続が不可欠な場合の支援を模索するモデル事業です。補助基準額(一般型)は1自治体あたり10,000千円で、地域の維持・発展のための人的な経費の補助が得られます。モデル事業ですが、過疎化が進む地域の今後の動きに注視が必要となります。

その他、保育所等における1歳児の職員配置改善(1:6→1:5)については、概算要求には盛り込まれず、予算編成の過程で調整することとなっています。

(こども家庭庁HP)

令和7年度 子ども・子育て支援関係概算要求の状況

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/796b4694-a7c4-4fd3-81f5-b8347a1c13c1/905c6bcf/20241017\\_councils\\_shingikai\\_kodomo\\_kosodate\\_796b4694\\_17.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/796b4694-a7c4-4fd3-81f5-b8347a1c13c1/905c6bcf/20241017_councils_shingikai_kodomo_kosodate_796b4694_17.pdf)

令和7年度予算概算要求の概要(事業別の概要説明)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/f5900c23/20240830\\_policies\\_budget\\_33.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/f5900c23/20240830_policies_budget_33.pdf)

◆令和6年人事院勧告による公定価格の地域区分の見直しについて◆

地域手当の級地区分の設定について、現在市町村ごととしているものを都道府県を基本とするよう見直し、1級地(20%)～7級地(3%)の7区分から、1級地(20%)～5級地(4%)の5区分へと削減します。公定価格の「地域区分」は地域手当の支給割合の地域区分に準拠していますので、この見直しによって同様の影響が出る可能性があります。

例えば、さいたま市・千葉市・名古屋市は、3級地15%→3級地12%で3%ダウン、神戸市は4級地12%→4級地8%と4%ダウンとなります。

令和6年度 公定価格単価表(認定こども園／保育認定)の4歳以上児の保育標準時間の基本分単価を比べるとかなり下がることが一目瞭然です。

令和6年度 公定価格単価表(認定こども園／保育認定)

15／100地域 基本分単価

12／100地域 基本分単価

現時点では公定価格の地域区分への反映がどうなるか決定していませんが、準拠した場合には1年ごとで段階的に1%ずつ変化させていくという激変緩和措置も適用されると考えられます。またこれが該当する地域では園の収入に大きな影響が出てきますので、次年度の予算編成をしっかりと行うことが重要です。

公定価格における令和6年人事院勧告への対応について

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/796b4694-a7c4-4fd3-81f5-b8347a1c13c1/8e4fd094/20241017\\_councils\\_shingikai\\_kodomo\\_kosodate\\_796b4694\\_04.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/796b4694-a7c4-4fd3-81f5-b8347a1c13c1/8e4fd094/20241017_councils_shingikai_kodomo_kosodate_796b4694_04.pdf)

◆規制改革会議が、保育所の付加的サービスの促進を議論◆

10月11日に、「第2回 規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキンググループ」が開催されました。過去の規制改革会議の答申を受け、厚生労働省が「保育所保育指針に基づく付加的な保育について」(事務連絡/2017年12月21日付)を発出していますが、英語や体操、音楽などのプログラムは、多くの自治体が保育所の通常の保育時間で行ったり、保育料と別に費用を徴収したりすることを認めていません。

今回、この規制緩和を促進させるため、保育事業者6社で構成する「保育の未来を創る会」が、認可保育所における保護者の選択による付加的な保育の円滑化に関する提案を行い、それに対して議論がなされています。また、こども家庭庁が認可保育所における「付加的サービス」について法令や制度、自治体における取り扱い例などを説明しています。

主な意見や回答として

- ・保護者のニーズがあるなら規制緩和を進められるよう、より具体的な説明が必要
- ・リズムや体操などのプログラムが直接契約となりえるが、認可保育所は市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議を経て実施することが必要
- ・付加的保育の実施園と保護者との直接契約は制限するものではない
- ・保育所保育指針に沿った付加的サービスの判断や、8時間のコアタイムである保育時間内とそれ以外での実施など、可否の整理をする必要がある
- ・現場の保育士の負担感、保護者の同意や公平感などへの配慮が必要
- ・実施中の安全面や参加しない子どもへの配慮、職員の配置などは検討が必要
- ・各自治体の実施状況や考え方などを調査し、それを踏まえてこども家庭庁から今後のFAQや事務連絡などの具体的な内容の周知が望まれる

などがあり、今後、こども家庭庁が各自治体の状況と考え方などを確認し、検討や整理をしたうえで方針を示すこととなりました。

多様な保護者のニーズがあり、園で付加的な保育の導入を検討している場合、今回の事例を参考として協議はできますが、その自治体に前例がなければ新たにルールを作り上げる必要があるため、すぐに規制緩和をしていくことは難しいでしょう。新たな国の通知・事務連絡など、今後の動向に注視が必要です。

(内閣府HP)規制改革会議 第2回 健康・医療・介護ワーキング・グループ

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2409\\_04medical/241011/medical02\\_agenda.html](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2409_04medical/241011/medical02_agenda.html)

